平成２３年（フ）第４１２号
青森県むつ市大字奥内字金谷沢１番地２
債務者　新堂　和恵
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
福島県いわき市明治団地91番地の４　サトーレジデンス202
債務者　藤田　就子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４２３号
青森市大字平新田字森越24番地19
債務者　工藤　卓造
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
神奈川県横須賀市走水２丁目23番１―301号、住民票上の住所神奈川県横須賀市深田台24番地９
債務者　宮山　　剛
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３２１号
神奈川県横須賀市池田町５丁目８番３号　タス北久里浜103
債務者　成田　光春
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３３１号
神奈川県横須賀市久比里２―20―27　ハイツクック102、住民票上の住所川崎市中原区中丸子343番地15ファミリーコート302
債務者　武井　　香（旧姓佐々木・萩原）
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２６５号
島根県安来市広瀬町広瀬1118番地４
債務者　山田　長二
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６９号
和歌山県海南市大野中216番地６
債務者　土井　和也
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３７０号
和歌山県海南市大野中216番地６
債務者　土井　隆絵
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３７１号
和歌山県海南市大野中216番地６
債務者　土井壽美枝
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５０７号
和歌山県紀の川市下井阪259番地２　グランドゥールソフィアⅡ．205
債務者　向井　勇介
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５１４号
和歌山市井辺130―１　プチシャトーＡ号室、住民票上の住所和歌山市井辺61番地
債務者　井辺奇美枝こと　井邊奇美枝
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５４４号
和歌山市久保丁４丁目９番地　阪和ビル１Ｃ
債務者　石橋　百代
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１６４号
山口市三和町17番21―509号
債務者　高木　浩二
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５９４号
静岡県浜松市西区志都呂町4957番地の１　ジュネスＢ201、前住所静岡県浜松市中区富塚町1883番地の２　タウン富塚103
債務者　五十嵐知剛
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６１３号
静岡県浜松市東区上西町21番地の１　ボヌール上西Ｖ103号室
債務者　稲葉　考行
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係